

公告

隠岐の島町景観計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和6年7月8日

隠岐の島町長 池田 高世偉

1. 業務名 隠岐の島町景観計画策定支援業務
2. 業務内容 別紙「隠岐の島町景観計画策定支援業務仕様書」による
3. 履行期限 契約締結の日の翌日から令和8年3月10日までとする。
4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年度の隠岐の島町業務委託入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (3) 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (4) 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 隠岐の島町暴力団等排除措置要綱（平成24年3月22日制定）第3号別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) プロポーザルに参加しようとする他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (9) 島根県内に本支店または営業所を有する者であること。

5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格の資格要件を有しなくなった場合

6. 事務局

隠岐の島町 都市計画課 都市計画係（担当：西尾、金井）

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8580

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」による。

8. 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会

業務提案書の審査、評価及び最優秀者の特定は隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。本プロポーザルに関して、業務提案書提出者が1名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 業務提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された業務提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を統合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(3) 評価基準

審査方法及び審査基準については「隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」に示す。

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。また、希望者には事務局にて、電子データにて交付する。

(URL : <https://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10. その他

詳細は「隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」による。